



# 算定基礎届提出時のポイント

～算定基礎届の提出準備をお願いいたします～

今年も算定基礎届の提出時期が近づいてきました。

算定基礎届は、厚生年金保険および健康保険の保険給付金の決定や、保険料計算の基礎となる標準報酬月額を決定する大切な届出です。適正な届出にご協力をお願いいたします。

## ～ 提出対象者 ～

その年の7月1日現在、被保険者（被用者）である方全てが対象となります。

ただし、次のケースに該当する場合は、提出不要です。

- ① その年の6月1日以降に被保険者（被用者）の資格を取得した方
- ② その年の6月30日以前に退職した方
- ③ 7月改定の月額変更届を提出する方
- ④ 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方

## ～ 支払基礎日数について ～

標準報酬月額は4、5、6月に支払った報酬の平均額から算出しますが、支払基礎回数（報酬の対象となった日数）がそれぞれ17日（※）以上あることが要件です。

（※）国・地方公共団体及び特定（任意特定）事業所にお勤めの短時間労働者の場合は、11日となります。

時給制・日給制の場合は、実際の出勤回数（有給休暇も含みます。）が支払基礎日数となります。

月給制・週休制の場合は、出勤日数に関係なく暦日数になります。

ただし、欠勤日数分だけ給料が差し引かれる場合は、就業規則、給与規程等に基づき事業所が定めた日数から、欠勤日数を控除した日数となります。

給与計算の締切日と支払日の関係によって次の（例）のように支払基礎日数が異なります。

（例）月給制の場合

給与末日締 当月末日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	4月1日～30日	30
5月	5月1日～31日	31
6月	6月1日～30日	30

給与25日締 当月末日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	3月26日～4月25日	31
5月	4月26日～5月25日	30
6月	5月26日～6月25日	31

給与末日締 翌月10日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	3月1日～31日	31
5月	4月1日～30日	30
6月	5月1日～31日	31

## ～ 提出時期および提出方法 ～

提出期間 : 7月1日(火)から7月10日(木)まで

提出方法 : 電子申請、または北海道事務センターへ郵送

(管轄の年金事務所の窓口にも提出も可能です)



手続きの概要や取扱いの事例集、記入例などは

日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) をご確認ください。

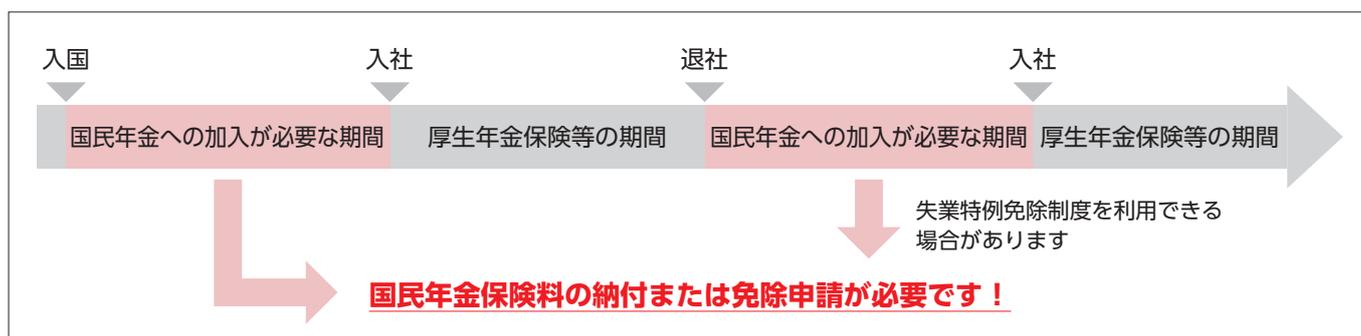
# 外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き

～外国籍の従業員のみなさまへ周知をお願いいたします～

外国籍の方が日本に入国し社会保険（厚生年金保険等）に加入する場合、「入国から社会保険加入までの期間」や、「離職により社会保険の資格を喪失した後の期間」は、法律によって国民年金の加入者となり、保険料を納付する義務があります。

※社会保障協定等により、日本の年金制度における被保険者とならない方を除きます。

保険料を未納のままにすると、障害年金の給付や在留資格（特定技能）の変更・更新申請、永住許可申請の審査に影響が出る場合がありますので、速やかに保険料納付や免除申請等の手続きを行う必要があることをご案内ください。



入国の初年度など、日本国内で前年所得がない場合は、申請を行うことにより全額免除が認められます。

また、離職して厚生年金保険等の資格を喪失した場合は、失業特例免除制度により、免除が認められる場合があります。失業特例免除制度を申請する際は、失業した事実が確認できる証明書類の写し（雇用保険受給資格者証や雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）を添付する必要があります。

なお、国民年金保険料の免除申請は、紙による申請のほか、電子申請も可能です。

## 電子申請に必要なもの

### ①スマートフォン

スマートフォンにマイナポータルアプリをインストールしてください。



<https://myna.go.jp>

### ②マイナンバーカード



### ③数字4桁のパスワード

〈例〉 

1	2	3	4
---	---	---	---

マイナンバーカード受取時に設定したパスワード

国民年金保険料の納付や免除制度及び電子申請についての詳細は、下記に記載のホームページをご確認ください。

▼制度に関する詳細

日本年金機構

検索



<https://www.nenkin.go.jp/>

▼電子申請の詳細

日本年金機構 電子申請

検索



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

知らないなんて  
もったいない

## 上手な医療のかかり方

～お財布にもカラダにも優しいかかり方～

ちょっとした意識や工夫で、お財布にもカラダにも優しく医療費を節約できます。今回は、知って得する「上手な医療のかかり方」のポイントをご紹介します！

### ① 「時間外受診」は割増料金がかかる？

診療時間外に病院を受診すると、割増料金がかかることがあります。また、平日の昼間に再受診が必要になる場合もあります。

緊急性の高いとき以外は、**平日・昼間に受診しましょう！**

### ② かかりつけ医は必要？

かかりつけ医とは、日常的な病気の診療や、健康相談などができる身近なお医者さんのことです。かかりつけ医を持つことで、以下のメリットがあります。

- ・かかりつけ医に継続して受診することにより、日頃の健康状態を把握したうえでの診療やアドバイスが受けられます。
- ・詳しい検査や高度な医療が必要と判断された場合には、適切な大病院や専門医につなぐ紹介状を書いてくれます。



#### いきなり大病院を受診すると？

紹介状なしに大病院を受診した場合、診察料のほかに**7,000円以上の特別料金がかかる**ことがあります。かかりつけ医からの紹介状があれば、特別料金はかかりません。

### ③ 「はしご受診」は財布にも身体にも負担？

同じ病気でいくつもの病院を受診することを「はしご受診」といいます。病院を変えるたびに「**初診料**等の医療費がかさむだけでなく、同じような検査や投薬が繰り返され身体に負担がかかります。

治療方針に不安や悩みがあるときは、主治医にその旨を伝え、セカンドオピニオンを利用しましょう。

## ご存知ですか? // マイナ保険証のメリット

令和6年12月2日より、マイナ保険証（健康保険証としての利用登録が完了したマイナンバーカード）による医療機関等の受診が基本です。医療機関を受診する際はマイナ保険証を利用しましょう。

### 健康保険証の切替・更新不要\*

※就職や転職をした場合、「資格取得届」「被扶養者異動届」の提出が必要です。提出する際はマイナンバーを記載して、就職後5日以内にご提出ください。

### より良い医療が受けられる

情報提供に同意すると、医師や薬剤師と自身の情報をスムーズに共有でき、より良い治療が受けられます。

### 窓口での支払いが限度額以内になる

高額な窓口負担が発生する場合には、医療機関ごとの窓口負担が自己負担限度額までになります。

### 自身のデータをいつでも確認できる

過去に処方された薬や健診結果をマイナポータル上でいつでも確認できます。



### 医療費控除の手続きが簡単

マイナポータルで、医療費通知情報を入力でき、医療費控除の確定申告が簡単に行えます。

▼ 詳細はこちら ▶



今から使おう! マイナ保険証 🔍 検索

## マイナ保険証の利用登録・受診方法

# 1

### マイナ保険証の利用登録を行う

以下の方法より利用登録ができます。

- ・医療機関の窓口の顔認証付きカードリーダー
- ・スマートフォン（マイナポータル）
- ・セブン銀行のATM

# 2

### 医療機関を受診する

- ①窓口のカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ②顔認証または暗証番号（4桁）を入力し、本人確認を行う
- ③同意事項を確認し、選択する

健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは



全国健康保険協会 北海道支部  
協会けんぽ

北海道支部ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hokkaido/>



## 労働保険Q&A

### 正しく申告！スポットワークの労働保険年度更新 手続きのポイントを解説

**Q** 昨年からスポットワーク（業務委託契約を除く）を利用し始めました。スポットワーカーの賃金は、スポットワーク事業者が代行して支給してくれています。スポットワーク事業者から後日請求される費用のうち、手数料を除いた金額は雑給処理しています。1日だけのスポットワーカーに支給した賃金は、労働保険の年度更新の賃金総額には含めなくてよいのでしょうか？

**A** スポットワーカーに支給した賃金は、賃金総額に含める必要があります。

スポットワーカーは、日々雇い入れられる者として、労災保険の適用を受けます。したがって、スポットワーカーに支払った賃金は、労働保険料を計算する際、労災保険分の賃金総額に含める必要があります。

特定社会保険労務士 背戸美樹（せと みき）

銀行、信託銀行、大手監査法人勤務を経て、adswoff（あぞふ）社会保険労務士事務所を開業しました。法人向けコンサルティングに長年従事した経験を活かし、中小企業の人事労務業務を幅広く支援しています。

社会保険・労働保険の電子申請をはじめ、中小企業のバックオフィス業務のDX化を後押しし、スマートワーク社会実現の一助となるべく活動しています。



### ■スポットワークと労災保険

スポットワークサービスを利用する事業主とスポットワーカー（業務委託を除く）は、直接の雇用契約関係にあり、労働基準法等の労働関係法令が適用されるとの解釈が一般的です。この解釈が正しければ、労災保険は、常用、日雇、パート、アルバイト等、名称及び雇用形態にかかわらず、労働の対価として賃金を受ける全ての労働者を対象とするので、たとえ1日限りの就労であっても、スポットワーカーは、当然に労災保険が適用されると言えます。したがって、労働の対価としてスポットワーカーに支給した賃金は、労働保険の年度更新時、労災保険分の賃金総額に含める必要があると考えられます。

### ■手続きのポイント

スポットワーカーの賃金は、一般的にスポットワーク事業者が代行して支給していますが、賃金台帳は、スポットワークサービスを利用する事業主が、事業場ごとに調製しなければなりません。スポットワーク事業者から請求された利用料等のデータの中から下記の項目を抽出し、法定の賃金台帳を作成する必要があります。

【スポットワーカーの賃金台帳必要記載項目】

- ① 氏名 賃金台帳は労働者ごとに調製しなければならない
- ② 性別 氏名と合わせて記載が必要
- ③ 労働日数 実際に働いた日数を記載
- ④ 労働時間数 客観的な方法で記録した実働時間を記載することが望ましい
- ⑤ 時間外労働時間数 労働時間が延長され法定の労働時間を超えて働いた時間を記載
- ⑥ 深夜労働時間数 深夜に働いた時間を記載
- ⑦ 休日労働時間数 法定休日に働いた時間を記載
- ⑧ 賃金額 労基法24条第1項の定めにより③から⑦の日数、時間に応じた賃金及びその他支給項目の金額を項目ごとに記載
- ⑨ 賃金控除額 労基法24条第1項の定めにより賃金の一部を控除した場合は、その額を項目ごとに記載

事業場の全ての労働者の賃金台帳が適正に作成・保管・管理されることにより、労働保険の年度更新時の賃金総額は正しく集計され、正確な労働保険料の申告・納付が可能になります。

スポットワークは、人材不足を補う有効な手段とされ、その利用率は高まっていますが、サービスを利用する事業主が労務管理上様々な義務や責任を負うことに留意が必要です。労働保険料の正確な申告・納付に努めるほか、労働条件の明示や労働時間の適正な把握、そして、事業場の安全衛生管理や安全衛生教育の実施を確実なものとし、労災事故含めトラブルが生じないように、スポットワークサービスを利用する事業主は、労働者を雇用する際求められる労務管理責任を果たすべきことを忘れてはなりません。

参照資料

スポットワークFAQ

<https://www.jaswa.or.jp/faq/>

労働基準法の基礎知識

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/150312-1.pdf>

労働保険対象労働者の範囲

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudou\\_hoken/taisyo.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken/taisyo.html)

労働者を雇用したら帳簿などを整えましょう～労働関係法令上の帳簿等の種類と保存期間について（簡易版）～

<https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/library/okinawa-roudoukyoku/04rouki/houteichoubou.pdf>

賃金台帳（日雇い入れられる者に対するもの）様式第21号（第55条関係）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/pdf/e.pdf>

# 働く人の ライフ&マネープラン

## 遺族年金のパターン

公的年金制度は老後の年金だけではなく、障害年金や遺族年金といった保障も備えています。遺族年金は残された家族の生活の支えになり、支給されるパターンは子どもの有無や配偶者の年齢、性別、加入している年金が国民年金か厚生年金なのかによりそれぞれ異なります。万一の備えとして生命保険を検討する際には、遺族年金がどのように支給されるのか確認しておくことが大切です（年金額は2024年度で記載）。

ファイナンシャルプランナー  
須藤臣（すどう とみ）



銀行、不動産会社の勤務を経て、1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演や相談業務、原稿執筆など多方面で活動中。宅地建物取引士

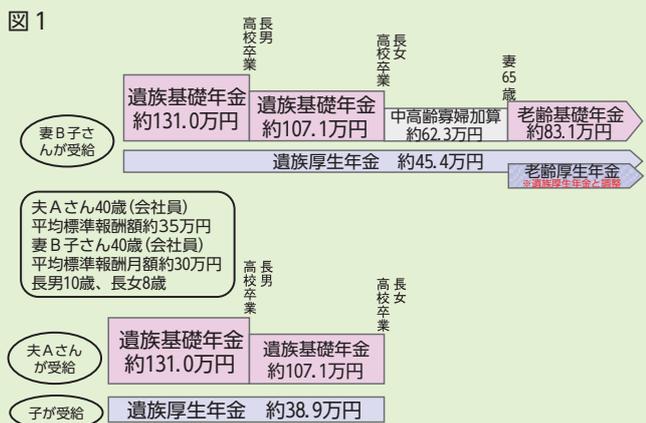
「投資の超基本」「わかるマンガ マイホームを買いしたい!」(朝日新聞出版)、「Onlyoneの家づくり」(北海道新聞社)、「生命保険見直しガイド」(日本実業出版) など著書・監修が多数

## 遺族年金は「遺族厚生年金」と「遺族基礎年金」

厚生年金に加入している人（または老齢厚生年金の受給者など）が死亡した場合は、配偶者などに対して遺族厚生年金が支給されます。子ども※1がいる間は遺族基礎年金も支給されます。なお、遺族厚生年金については図3のように、夫（妻）死亡時の配偶者の年齢や性別により支給される期間などが違ってきます。また、遺族の前年の年収が850万円以上あると原則として遺族年金は支給されません。子どもあり・なしのケースで遺族年金がどのように支給されるのか3つのパターンで説明しましょう。

### (1) 子どもあり「夫Aさんが亡くなったら」

妻と二人の子どもがいる会社員Aさんが亡くなった場合は、遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給されます。末子の長女が高校を卒業すると遺族基礎年金は終了しますが、代わりに妻B子さんには65歳まで中高齢寡婦加算が支給されるようになります。図1



### (2) 子どもあり「妻Bさんが亡くなったら」

(1)とは逆に妻Bさんが亡くなって父子家庭になった場合は、末子である長女が高校卒業までAさんに遺族基礎年金が支給されます。遺族厚生年金の支給は、「妻死亡時に55歳以上である夫」に限られているため、子どもが遺族基礎年金の支給期間に受け取ります。

### (3) 子どもなし「夫Dさんが亡くなったら」

パートで働くC子さんと会社員Dさん夫婦（共に50歳）の子どもは大学生です。Dさんが亡くなった場合には、遺族厚生年金と中高齢寡婦加算がC子さんに支給されます。中高齢寡婦加算は、夫死亡時に40歳以上65歳未満の妻、または遺族基礎年金支給対象の子が18歳の年度末に達したときに40歳以上の妻に対して65歳まで遺族厚生年金に上乗せされる加算です。C子さんが65歳になると、老齢基礎年金と遺族厚生年金（C子さん自身の老齢厚生年金との支給調整あり）へと切り替わります。図2 図3



### 図3 配偶者の男女別による遺族厚生年金

		年齢	子※1	遺族厚生年金
妻の年齢	夫死亡時の年齢	30歳未満	いる	生涯の支給※2
		30歳以上	いない	5年間の限定支給
夫の年齢	妻死亡時の年齢	55歳未満	いる	生涯の支給※2
		55歳以上	いない	生涯の支給※2
				△※5
				×
				60歳から生涯の支給※2※3
				60歳から生涯の支給※2

## 遺族年金の今後

現在、遺族年金の男女格差の解消や共働き世帯の増加に対応するために給付方法や条件についての改正が検討されています。すべて同時期に改正施行されるのではなく年月かけて段階的に改正される内容もありま

す。まずは現行の遺族年金制度を把握して、いつからどの部分が実際に改正されるのか今後の動向を注視しておきましょう。

- ※1 18歳の年度末までの子、または障害年金の1級または2級の状態にある20歳未満の子
- ※2 自身の老齢厚生年金との調整あり
- ※3 遺族基礎年金（子がいる場合）を受給できる場合は、55歳以降から遺族厚生年金が支給される。ただし、子が18歳の年度末（障害年金1級・2級の状態にある子は20歳）になると遺族厚生年金は60歳まで停止される
- ※4 国民年金の被保険者や年金受給者が死亡した際に、その人に生計を維持されていた「子※1のある配偶者」または「子※1」に支給される
- ※5 夫は遺族厚生年金を受け取れないが、遺族基礎年金が支給されている間は子どもが遺族厚生年金を受け取る